

介護保険負担限度額認定の更新のご案内

介護保険負担限度額認定について、令和3年8月から対象要件と食費の負担限度額が一部変更となります。

■対象要件

《令和3年7月まで》

段 階	判定基準	
	対象者	預貯金等の資産要件
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）と合計所得金額の合計が80万円以下	
第3段階	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）と合計所得金額の合計が80万円超	



《令和3年8月から》

段 階	判定基準	
	対象者	預貯金等の資産要件※2
第1段階	生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）と合計所得金額※1の合計が80万円以下	<u>単身 650万円以下</u> <u>(夫婦1,650万円以下)</u>
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）と合計所得金額の合計が <u>80万円超120万円以下</u>	<u>単身 550万円以下</u> <u>(夫婦1,550万円以下)</u>
第3段階②	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）と合計所得金額の合計が <u>120万円超</u>	<u>単身 500万円以下</u> <u>(夫婦1,500万円以下)</u>

※1 合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額になります。
合計所得金額に給与所得が含まれている場合、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額となります。

※2 第2号被保険者（40～64歳）の預貯金等の資産要件は、各段階共に単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下となります。

■負担限度額（１日当たり）

《令和３年７月まで》

			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	基準費用額
居住費	多床室	特養等	0円	370円	370円	855円
		老健・療養等	0円	370円	370円	377円
	従来型 個室	特養等	320円	420円	820円	1, 171円
		老健・療養等	490円	490円	1310円	1, 668円
	ユニット型個室的多床室		490円	490円	1310円	1, 668円
	ユニット型個室		820円	820円	1310円	2, 006円
	食 費		300円	390円	650円	1, 392円



《令和３年８月から》

【】内はショートステイの場合

			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	基準費用額
居住費	多床室	特養等	0円	370円	370円	370円	855円
		老健・療養等	0円	370円	370円	370円	377円
	従来型 個室	特養等	320円	420円	820円	820円	1,171円
		老健・療養等	490円	490円	1310円	1310円	1,668円
	ユニット型個室的多床室		490円	490円	1310円	1310円	1,668円
	ユニット型個室		820円	820円	1310円	1310円	2,006円
食 費			300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	1,445円

食費・居住費等の軽減（負担限度認定）を受けるためには申請が必要です。
引き続き「介護保険負担限度額認定証」の交付を希望される方は、次ページをお読みいただき、更新申請の手続きをお願いします。なお、更新を希望されない方は、手続きの必要はありません。